

白指審第2号
平成27年10月30日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市指定管理者選定審査会
会長 岡東 務



指定管理者の候補者の選定について（答申）

平成27年9月1日付け白行第25号で諮問のありましたこのことについて、審査により指定管理者の候補者を選定しましたので、答申します。

1. 指定管理者の候補者の選定結果について

平成 27 年 9 月 1 日付け白行第 25 号で諮問のありました福祉センター、西白井複合センター、桜台センターについて、第 1 次審査及び総合審査により公正かつ慎重に審査した結果、各施設の指定管理者候補者として、次のとおり選定しました。

施設の名称	指定管理者候補者の名称・住所	指定期間
福祉センター	社会福祉法人 白井市社会福祉協議会 会長 岩本 忠司 白井市復 1123 番地	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 33 年 3 月 31 日
西白井複合センター	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 代表理事 藤田 徹 東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋 ISP タマビル 7F	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日
桜台センター	合同会社 しろい光夢迎 代表社員 築城みゆき 白井市復 1586 番地の 2	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日

※平成 27 年 10 月 3 日に合同会社しろい光夢迎から、市に代表社員が死亡により退社したことの報告がありました。新たな代表社員については、しろい光夢迎で決定次第、市に報告されるとともに代表社員の変更登記がなされる見込みです。

2. 白井市指定管理者選定審査会について

私たち白井市指定管理者選定審査会は、市長から委嘱された審査会で、委員は、学識経験者 3 名、公の施設の審議会の代表者 1 人、公募市民 1 人、市の職員 1 人の 6 人で組織されます。

平成 27 年 7 月 2 日に市長から 3 年間の任期で委嘱を受け、委員の互選により、会長として岡東委員、副会長として松山委員を選出しました。

審査会は、市長からの諮問に対して答申し、また必要に応じて、指定管理者制度の向上について、市長に提案することを職務としています。

3. 審査方法について

審査は、審査手順に基づき行っています。通常の審査手順では、市が定める基準を満たした応募団体の中で、最も評価の高かった 1 団体を指定管理者候補者として選定していますが、今年度の審査については、応募団体がいずれの施設も、1 団体であったことから、規定により、それぞれの審査において、第 2 次審査を省略し、第 1 次審査及び総合審査により審査を行いました。

まず、第 1 次審査では、応募団体から提出のあった事業計画書の提案内容について、市の施設管理所管課から概要説明を受けたうえで、審査項目ごとに、応募団体の提案が、市の求める内容を満たしているか、提案内容の実現可能性はあるか等を中心に審査を行いました。

今回は第 2 次審査を省略していることから、第 1 次審査に応募団体の同席を求める

ことで、応募内容の細部についても応募団体に確認、質疑を行い、質疑においては、指定管理者候補者として選定された場合に、より良いサービスを市民に提供できるように改善のきっかけづくりとしての質問を心がけました。

また、他自治体において、指定管理者の経営破たんによる指定の解除・辞退等が見受けられることから、長期にわたり継続して安定的に管理を行える候補者を選定するため、特に公募による施設の応募団体の財務状況については、より慎重に審査したところです。

最後に総合審査として、各委員の審査結果を合計したうえで、審査を行ったところ、いずれの施設の応募団体についても市が定める最低基準点数を上回るとともに、応募団体の財務状況が健全であると全ての委員が評価したことから、指定管理者の候補者として選定しました。なお、個別の審査結果は、後述いたします。

以上、指定管理者候補者の選定について答申します。

白井市指定管理者選定審査会	会 長	岡東 務
	副会長	松山 豊
	委 員	山崎 明
	委 員	中村 順子
	委 員	水島 耕成
	委 員	伊藤 道行

(1) 福祉センター

指定管理者の候補者 社会福祉法人 白井市社会福祉協議会 得点 408.6 点

白井市社会福祉協議会の提案について、第1次審査及び最終審査により審査したところ、サービス等の評価点 379.9 点が最低基準点である 260 点を上回っていること、申請者の直近 5 年間の財務状況の評価点 30 点が最低基準点である 20 点を上回っていることから、白井市社会福祉協議会を福祉センターの指定管理者の候補者として選定しました。

【主な選定理由】

- ① 管理運営の基本方針や施設、設備の維持管理の提案が、施設の設置目的を良く理解したうえで、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること。
- ② 自主事業として、青少年女性センターと連携した特徴ある提案がなされており、利用促進が期待できること。
- ③ 団体の財務状況が安定していること、これまでの管理実績、維持管理から、関係法令遵守などにおいて、安定かつ適切な管理能力を有していると認められること。

項目	審査項目	審査の視点と配点 1項目 40点満点	得点
1	管理運営の基本方針	・利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ・公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ・市の基本的な管理方針に適合しているか。	27.0
2	市民サービスの向上方法	市民サービス向上のための提案が示され、取り組みは適切か。	27.3
3	利用者ニーズの把握方法と対応	利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	29.6
4	自主事業の実施計画	・施設の設備・機能を活用しているか。 ・特徴あるサービス提供が提案されているか。 ・施設ごとに求める業務の内容は適切か。	32.0
5	緊急時の対応	災害時・緊急時の体制は十分か。	31.0
6	利用促進の方法	利用促進のための提案は適切か。	30.0
7	管理運営経費の節減方法	経費削減のための具体的な提案が示され、取り組みは適切か。	29.0
8	申請者 ※20点を超えていない場合失格	・事業者の財務状況は健全か。 ・事業計画に沿った管理運営を行う能力を有しているか。	30.0
9	類似施設の運営実績	・類似施設を運営した実績があるか。 ・職員の配置人数、資格など組織、勤務体制は十分か。	27.0
10	管理体制	・給与、勤務体制など職員の労働環境は適切か。 ・職員の採用・確保は確実にできるか。 ・職員に対する教育、研修体制は十分か。	27.0
11	施設、設備の維持管理	・各設備別業務仕様書に沿って、適切な内容となっているか。 ・再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	29.0
12	個人情報の保護	個人情報保護に対する取り組みは適切か。	30.0
13	関係法令	施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容であるか。	31.0
サービス等評価点 10点×13項目×4人=520点満点/最低基準点5点×13項目×4人=260点			379.9

項目	審査項目	審査の視点と配点 1項目 28点満点	得点
14	指定管理料金及び収支計画書	市の指定管理料の予定額の範囲内であるか。 固定式:4.7点満点 変動式:2.3点満点	9.2
15	指定管理料金及び収支計画書	・事業計画の内容と比較して、提案価格は適正か。 ・市の指定管理料の予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	19.5
価格評価点数 各項目7点満点×4人×2項目 満点56点			28.7

総合計 576点満点			408.6
------------	--	--	-------

※指定管理者選定審査会の委員は6人であるため、通常、審査は6人により審査を行っているが、本件は、委員1人が欠席、委員1人が応募団体の監事であったことから審査に加わず、4人の委員により審査した。

(2) 西白井複合センター

指定管理者の候補者 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 得点 712.9 点

ワーカーズコープの提案について、第1次審査及び最終審査により審査したところ、サービス等の評価点 659.7 点が最低基準点である 450 点を上回っていること、申請者の直近3年間の財務状況の評価点 43 点が最低基準点である 30 点を上回っていることから、ワーカーズコープを西白井複合センターの指定管理者の候補者として選定しました。

【主な選定理由】

- ① 管理運営の基本方針や施設、設備の維持管理の提案が、施設の設置目的を良く理解したうえで、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること。
- ② 自主事業として、「ともしびの夕べ」などの団体間を結び付ける提案がなされており、利用促進が期待できること。
- ③ 類似施設の運営実績やこれまでの管理実績、維持管理から、関係法令遵守などにおいて、安定かつ適切な管理能力を有していると認められること。

項目	審査項目	審査の視点と配点 1項目 60点満点	合計
1	管理運営の基本方針	・利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ・公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ・市の基本的な管理方針に適合しているか。	44.2
2	市民サービスの向上方法	市民サービス向上のための提案が示され、取り組みは適切か。	44.0
3	利用者ニーズの把握方法と対応	利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	43.0
4	自主事業の実施計画	・施設の設備・機能を活用しているか。 ・特徴あるサービス提供が提案されているか。 ・施設ごとに求める業務の内容は適切か。	46.2
5	緊急時の対応	災害時・緊急時の体制は十分か。	47.0
6	利用促進の方法	利用促進のための提案は適切か。	42.3
7	管理運営経費の節減方法	経費削減のための具体的な提案が示され、取り組みは適切か。	46.0
8	利用料金の額	利用料金の額の提案が条例で定める範囲内で、提案は適切か。	42.0
9	申請者 ※30点を超えない場合失格	・事業者の財務状況は健全か。 ・事業計画に沿った管理運営を行う能力を有しているか。	43.0
10	類似施設の運営実績	・類似施設を運営した実績があるか。 ・職員の配置人数、資格など組織、勤務体制は十分か。	45.0
11	市民活動の実績及び活用	市内での市民活動の実績があり、市民・団体との連携や地域の実情など管理に有効な情報・知識・経験等を備えているか。 また、その情報等を活用した適切な管理運営が期待できるか。	44.0
12	管理体制	・給与、勤務体制など職員の労働環境は適切か。 ・職員の採用・確保は確実にできるか。 ・職員に対する教育、研修体制は十分か。	39.0
13	施設、設備の維持管理	・各設備別業務仕様書に沿って、適切な内容となっているか。 ・再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	43.0
14	個人情報保護	個人情報保護に対する取り組みは適切か。	46.0
15	関係法令	施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容であるか。	45.0
サービス等評価点数 満点 900点 10点×6人×15項目 最低基準点数 450点 5点×6人×15項目			659.7

項目	審査項目	審査の視点と配点 1項目 48点満点	合計
16	指定管理料金及び収支計画書	市の指定管理料の予定額の範囲内であるか。 固定式:5.3点満点 変動式:2.7点満点	16.2
17	指定管理料金及び収支計画書	・事業計画の内容と比較して、提案価格は適正か。 市の指定管理料の予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	37.0
価格評価点数 満点 96点 8点×6人×2項目			53.2

総合計 996点満点			712.9
------------	--	--	-------

(3) 桜台センター

指定管理者の候補者 合同会社しろい光夢辿

得点 735.3 点

しろい光夢辿の提案について、第 1 次審査及び最終審査により審査したところ、サービス等の評価点 682.1 点が最低基準点である 450 点を上回っていること、申請者の直近 3 年間の財務状況の評価点 42 点が最低基準点である 30 点を上回っていることから、しろい光夢辿を桜台センターの指定管理者の候補者として選定しました。

【主な選定理由】

- ① 管理運営の基本方針や施設、設備の維持管理の提案が、施設の設置目的を良く理解したうえで、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること。
- ② 自主事業として「さくセン合宿ナイトウォーク」などの工夫された提案がなされており、利用促進が期待できること。
- ③ 団体の財務状況が安定していること、これまでの管理実績、維持管理から、関係法令遵守などにおいて、安定かつ適切な管理能力を有していると認められること。

項目	審査項目	審査の視点と配点 1 項目 60 点満点	合計
1	管理運営の基本方針	・利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ・公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ・市の基本的な管理方針に適合しているか。	45.6
2	市民サービスの向上方法	市民サービス向上のための提案が示され、取り組みは適切か。	46.0
3	利用者ニーズの把握方法と対応	利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	45.0
4	自主事業の実施計画	・施設の設備・機能を活用しているか。 ・特徴あるサービス提供が提案されているか。 ・施設ごとに求める業務の内容は適切か。	49.0
5	緊急時の対応	災害時・緊急時の体制は十分か。	48.0
6	利用促進の方法	利用促進のための提案は適切か。	45.5
7	管理運営経費の節減方法	経費削減のための具体的な提案が示され、取り組みは適切か。	46.0
8	利用料金の額	利用料金の額の提案が条例で定める範囲内で、提案は適切か。	47.0
9	申請者 ※30 点を超えない場合失格	・事業者の財務状況は健全か。 ・事業計画に沿った管理運営を行う能力を有しているか。	42.0
10	類似施設の運営実績	・類似施設を運営した実績があるか。 ・職員の配置人数、資格など組織、勤務体制は十分か。	45.0
11	市民活動の実績及び活用	市内での市民活動の実績があり、市民・団体との連携や地域の実情など管理に有効な情報・知識・経験等を備えているか。 また、その情報等を活用した適切な管理運営が期待できるか。	44.0
12	管理体制	・給与、勤務体制など職員の労働環境は適切か。 ・職員の採用・確保は確実にできるか。 ・職員に対する教育、研修体制は十分か。	45.0
13	施設、設備の維持管理	・各設備別業務仕様書に沿って、適切な内容となっているか。 ・再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	44.0
14	個人情報保護	個人情報保護に対する取り組みは適切か。	45.0
15	関係法令	施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容であるか	45.0
サービス等評価点数 満点 900 点 10 点×6 人×15 項目 最低基準点数 450 点 5 点×6 人×15 項目			682.1

項目	審査項目	審査の視点と配点 1 項目 48 点満点	合計
16	指定管理料金及び収支計画書	市の指定管理料の予定額の範囲内であるか。 固定式:5.3 点満点 変動式:2.7 点満点	16.2
17	指定管理料金及び収支計画書	・事業計画の内容と比較して、提案価格は適正か。 市の指定管理料の予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	37.0
価格評価点数 満点 96 点 8 点×6 人×2 項目			53.2

総合計 996 点満点			735.3
-------------	--	--	-------

平成 27 年度白井市指定管理者選定審査会審査過程

平成 27 年 7 月 2 日 委嘱状交付式及び第 1 回会議

- (1) 指定管理者制度の概要について
- (2) 指定管理者選定審査会の審査手順について
- (3) モニタリングについて
- (4) 今後のスケジュールについて

平成 27 年 8 月 10 日 第 2 回会議

- (1) 指定管理者制度のモニタリングの方法について
- (2) 平成 26 年度実施分モニタリング結果について（報告）
- (3) 平成 27 年度に実施するモニタリングに反映すべき確認事項及び評価項目について（議論）
- (4) 平成 27 年度指定管理者募集施設の応募状況について
- (5) 今後の会議日程について

平成 27 年 9 月 1 日諮問 白行第 25 号 指定管理者候補者の選定について（諮問）

以下の 3 施設の指定管理者候補者の選定について市長から諮問

- ・ 福祉センター
- ・ 西白井複合センター
- ・ 桜台センター

平成 27 年 9 月 14 日 第 3 回会議

- (1) 指定管理者候補者の選定方法について
- (2) 福祉センター指定管理者候補者の選定について
- (3) 今後のスケジュールについて

平成 27 年 9 月 28 日 第 4 回会議

- (1) 西白井複合センター指定管理者候補者の選定について
- (2) 桜台センター指定管理者候補者の選定について
- (3) 今後のスケジュールについて

平成 27 年 10 月 19 日 第 5 回会議

- (1) 答申（案）について
- (2) 提言書に記載する内容について
- (3) 今後のスケジュールについて

平成 27 年 10 月 30 日答申 白指審第 2 号 指定管理者候補者の選定について（答申）

市長からの諮問事項（平成 27 年 9 月 1 日諮問 白行第 25 号）について答申